



計量の対象	計量の結果		単位	計量の方法
	地下水 上流	地下水 下流		
カドミウム	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 55.2
全シアン	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	mg/L	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3
鉛	0.001	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 54.2
六価クロム	0.005 未満	0.005 未満	mg/L	JIS K 0102 65.2.4
砒素	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 61.2
総水銀	0.00005 未満	0.00005 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表1
アルキル水銀	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表2
ポリ塩化ビフェニル	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表3
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表4
シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ	0.0003 未満	0.0003 未満	mg/L	同上
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 67.2
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
塩化ビニルモノマー	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表第1
備 考				
・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。				



計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	単 位	計 量 の 方 法
	浸 透 水		
カドミウム	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 55.2
全シアン	不検出 (0.1 未満)	mg/L	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3
有機燐化合物	0.1 未満	mg/L	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1
鉛	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 54.2
六価クロム	0.005 未満	mg/L	JIS K 0102 65.2.4
砒素	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 61.2
総水銀	0.00005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1
アルキル水銀	不検出 (0.0005 未満)	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
ポリ塩化ビフェニル	不検出 (0.0005 未満)	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3
トリクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4
シマジン	0.0003 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 第 1
チオベンカルブ	0.0003 未満	mg/L	同上
ベンゼン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102 67.2
1,4-ジオキサン	0.005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 第 3
塩化ビニルモノマー	0.0002 未満	mg/L	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表第 1
備 考	・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。		

